

3. 申請手続きに必要な書類

必要書類	年齢区分		
	～69歳	70～74歳	75歳～
1 医療券交付申請書	●	●	●
2 臨床調査個人票と同意書（担当医に作成してもらう必要があります）	●	●	●
3 （申請する方の氏名が記載された）医療保険の被保険者証の写し	●		
4 （申請する方の氏名が記載された）医療保険の被保険者証と高齢受給者の写し		●	
5 （申請する方の氏名が記載された）後期高齢者医療被保険者証の写し			●
6 限度額適用認定証または限度額適用・標準負担減額認定証の写し	●		
7 限度額適用・標準負担減額認定証の写し（所得区分が「一般」にあたる方を除く）		○	○
8 （申請する方と世帯全体の）住民税課税・非課税証明書類（所得区分が「一般」にあたる方）		○	○
9 （申請する方の）住民票の写し	●		
10 （申請される方の）住民票の写し（所得区分が「一般」にあたる方は、申請者と申請者同一の世帯に属するすべての方について記載のある住民票の写し）		●	●
11 医療記録票の写し	●	●	●
12 保険照会同意書（国保、国組の場合）	○	○	

●:必須、○:該当する方のみ

当パンフレットに関するお問い合わせ
 東北大学病院 肝疾患相談室
 電話：022-717-7031（平日9:00-16:30）

宮城県ホームページ（肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業）



B型・C型肝炎ウイルスが原因の
肝がん・重度肝硬変と診断されたら

医療費の助成対象かもしれません



治療ふた月め以降の医療費の
 自己負担額が月1万円に

令和6年度から
 申請しやすくなりました。

宮城県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関

制作・監修：東北大学病院 消化器内科 肝臓グループ・肝疾患相談室

1. 対象となる方

宮城県内に住所（住民登録）があり、以下のすべての条件を満たしている方

- 各種保険制度に加入している方
- B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）と診断され、対象医療*を受けている方
*外来医療は、「分子標的薬を用いた化学療法」、「肝動注化学療法」または「粒子線治療」が対象です。
- 世帯年収が約370万円未満の方
*別途条件があります。
- 過去2年間（24ヶ月）でひと月あたりの重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療に係る医療費が高額療養費算定基準額を超え、その月がふた月以上ある場合
*高度療養費の基準額を超える月が連続しなくても大丈夫です。
- 肝がん・重度肝硬変の治療の研究に協力していただける方
*検査データ等が研究に使用される可能性があります。

参加者証の交付を申請し、助成を受けることができ、ふた月め以降の自己負担額が月1万円になります。



2. 申請から助成までの流れ（病院によって異なるため、主治医へご確認ください）

医療費に関する窓口で制度の説明を受けます。

申請に必要な書類を揃えて、お住まいの市町村の申請窓口申請します。

認定協議会で書類が協議され、認定されると「参加者証」が交付されます。

肝がん・重度肝硬変の治療で入院や通院するたびに、医療機関や保険薬局に「参加者証」と「医療記録表」を提示し、医療費などを記載してもらいます。

説明内容に同意できる場合は同意書に署名してください。後日、担当医が「臨床調査個人票」を記載します。

仙台市にお住まいの方：
各区保健福祉センター管理課

仙台市以外にお住まいの方：
住所地を管轄する保健所（支所）

入院の場合：医療機関窓口で自己負担額が1万円になります。

通院の場合：償還払い*で自己負担額が1万円になります。

*窓口では一部負担金（3割等）を支払い、後日宮城県へ請求後、高額療養費の基準額との差額が患者様に支払われます。